

2024 年度事業計画

ながの子どもを虐待から守る会は、子ども虐待防止に関わる以下の事業及び活動を行う。

- 1 育児不安や児童虐待に悩む親達への電話相談や面接相談及びグループカウンセリング等を実施し、保護者の精神的不安を軽減し虐待を予防する。
- 2 行政機関及び民間の児童虐待防止団体と連携協力する。また、児童虐待防止に携わる専門家及び一般市民への研修及び啓発活動を進める。
- 3 これらの活動を充実拡大するため、財政基盤の確立に努める。

I 運営について

- 1 運営委員会を定期的に開催する。
- 2 一般（学生）会員及び法人賛助会員の拡大をより推進する。
- 3 NPO 法人設立に向けて検討する。

II 事業について

1 講演会等

- (1) 保育士キャリアアップ研修（長野県指定）を実施
保育士キャリアアップのための専門分野研修を実施する。
ア 期 日 2024 年 6 月 15 日（土）「障がい児保育」
2024 年 6 月 22 日（土）「保護者支援・子育て支援」
イ 対 象 保育所等でリーダー的な役割を担う保育士及び自己の資質向上を目指す者
ウ 参加人員 各講座 60 人
エ 会 場 長野市生涯学習センター 4 階 大学習室 1
- (2) 2024 年度 児童虐待防止シンポジウムを開催
ア 期 日 2024 年 6 月 30 日（日）
イ 場 所 長野市生涯学習センター 大学習室 1
ウ テーマ「共に生きる道を探して～加害・被害とどう向き合うか～」
シンポジスト にのみやさりを氏 写真家 性被害当事者
櫻井 裕子氏 助産師 思春期保健相談士
渡邊 智子氏 産婦人科医

2 専門職を目指す学生のためのワークショップの開催

- 広く県内の児童虐待問題に関わる福祉、医療、保健の専門職を目指す学生を対象として、児童虐待防止のためのワークショップを開催する。
- 日 時 未定
テーマ 「あなたの中にある虐待の芽に目をむけよう」
講 師 丸山産婦人科 副院長 渡邊智子 氏
講義及びグループ討議

3 電話相談の実施

- (1) 子育てひといきホットラインの実施
毎週火曜日、木曜日（午前 10 時～午後 2 時）、土曜日（12 時まで）
- (2) 「特設電話相談 子育て相談ホットライン」の実施
2023 年 11 月初旬の平日 午前 10 時～午後 5 時（予定）

4 お母さんの心の相談室（面接相談）の実施

- 毎月第 2 土曜日午後 1 時から 場所 もんぜんぶら座じゃん・けん・ぽん

- 5 **ほっとひといきママの会（MCG）の実施**
子育てに悩んでいるお母さんのためのグループカウンセリング
月1回 第2月曜日 午前10時30分～12時まで 場所 もんぜんぷら座
- 6 **ケース検討会の開催**
児童虐待問題について会員によるケース検討会 随時
電話相談員によるケース検討会 随時
- 7 **会報等の発行**
一般会員及び賛助会員に対して会報を発行 年2回
- 8 **オレンジリボンキャンペーン啓発推進運動の実施**
秋のこどもまんなか月間に併せ児童虐待防止の街頭啓発活動を関係機関と協力し、児童虐待防止のチラシ等を配布する。
- 9 **ながの子ども・子育てフェスティバル実行委員会に参加**
長野市内の子ども・子育て支援に関わる団体の活動の共有とネットワークづくりを目指し、子ども・子育て家庭と支援者が繋がる場をつくっていくことを目的とする。
日時 2024年10月27日（日） 場所 長野市役所一帯
- 10 **長野市緊急時における子ども支援ネットワークへの参加**
災害などの緊急時に子ども支援活動が効果的に行われるために、行政と子ども支援の関係団体が連携し平時から連携し、適切な支援が提供できる体制づくりを目指して活動することを目的とする。
- 11 **長野県家族関係支援プログラム等検討委員会への参加**
- 12 **財政基盤充実の推進**
企業等に対し、児童虐待防止への理解と協力を得るため、賛助会員等の拡充を図る。
- 13 **長野県子どもを虐待から守る民間ネットワークへの参加と連携の充実**
構成団体である南信子どもの虐待防止研究会、CAPS・すわ、子どもを虐待から守る会・まつもととの連携を図り情報交換、啓発活動等を行い、長野県における子ども虐待防止活動を推進する。
- 14 **自立援助ホーム「子どもステーション いちにのさん」の運営に協力し、活動を支援する。**
- 15 **関係機関会議等への参加**
日本子ども虐待防止学会第30回学術集會かがわ大会への参加
日程 2024年11月30日（土）、12月1日（日）
場所 サンポートホール高松、かがわ国際会議場
- 16 **研修会等への講師派遣及び啓発活動**
関係機関の研修会等へ講師を派遣する。また、児童虐待防止活動を広く周知するため情報発信及び啓発活動に努める。
- 17 **広報活動の充実**
当会の情報提供及び啓発活動の場としてホームページを充実する。